


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<労務>

注1

育児休業中の社会保険料免除要件が改正

令和4年10月1日から

同月内なら…



14日以上

注2

賞与月なら…



1か月以上

注3

※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 高野裕久 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

『育児休業中の社会保険料免除要件が改正』

- 注1) いままで育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業期間が月をまたぐ場合に、届け出ることにより、健康保険・厚生年金保険の保険料は被保険者・事業主両方の負担が免除されていました。
- 注2) 改正により月をまたがなくとも、同月内で14日以上の子育て休業期間がある場合は、その月の保険料が免除されることになりました。
- 注3) 賞与については、いままで育児休業取得期間に関わらず月をまたいで育児休業期間を取得した場合に、初日が属する月の保険料が免除されていましたが、改正により育児休業期間が1月超(暦日で計算)の場合のみ、保険料が免除されることになりました。